

専門委員推薦に際しての調査アンケート

平成25年12月17日
一般社団法人日本知財学会

(ご意向に関する質問)

◆専門委員の再度の推薦をさせていただいた場合、今後も専門委員への任用を受けていただくことはできますでしょうか？

継続の可否	人数	割合
できる	22	100.0%
できない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
総計	22	100.0%

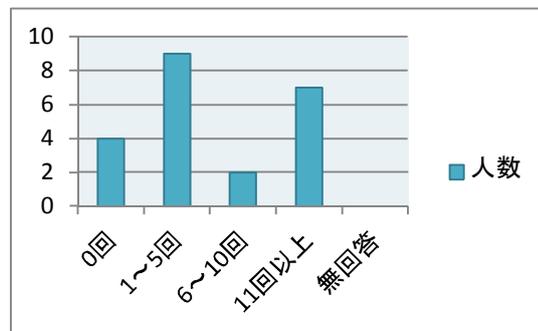


1. 専門委員に関する御経験を伺います

1.1 今まで裁判所から専門委員としての訴訟手続きへの関与を求められた回数は何回(案件数)ですか？

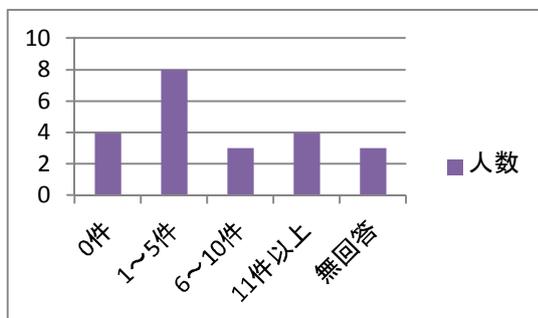
■平均回数 6.8回

求められた回数	人数
0回	4
1~5回	9
6~10回	2
11回以上	7
無回答	0
総計	22



■平均案件数 5.7件

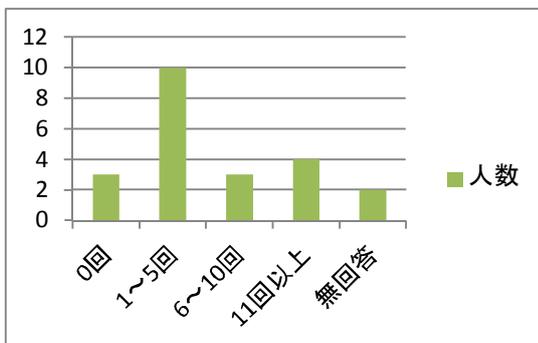
求められた案件数	人数
0件	4
1~5件	8
6~10件	3
11件以上	4
無回答	3
総計	22



1.2 質問1.1のうち実際に裁判手続きに関わった回数は何回ですか？

■平均回数 6.2回

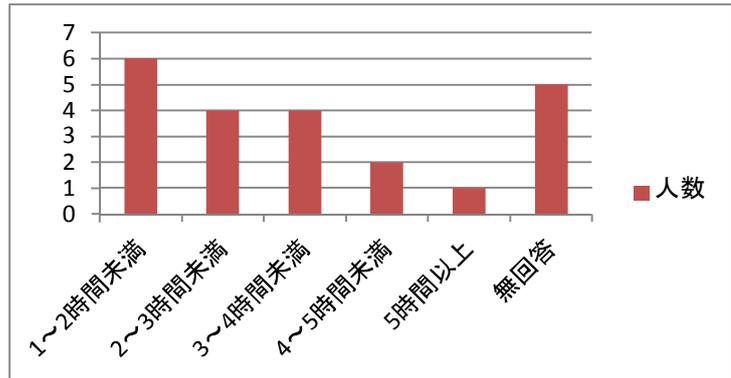
回数	人数
0回	3
1~5回	10
6~10回	3
11回以上	4
無回答	2
総計	22



1.3その訴訟手続きに関する専門委員としての業務に平均1件当たりどのぐらい時間を要していますか？

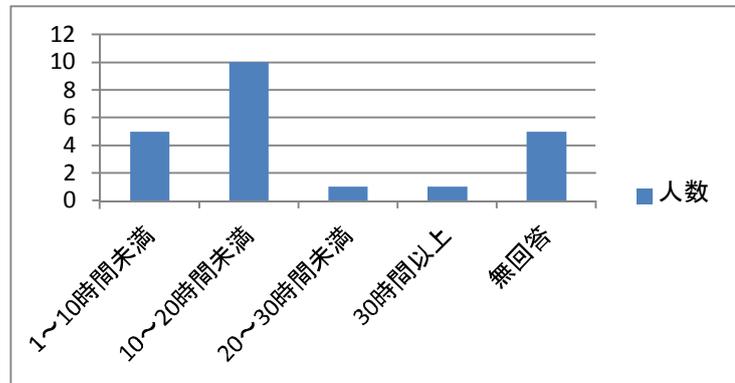
■打合せなどの平均時間 2.3時間（最短 0.8時間、最長 5時間）

打合せ時間	人数
1～2時間未満	6
2～3時間未満	4
3～4時間未満	4
4～5時間未満	2
5時間以上	1
無回答	5
総計	22



■予備的な調査などの平均時間 12.7時間（最短 1～2時間、最長 48時間）

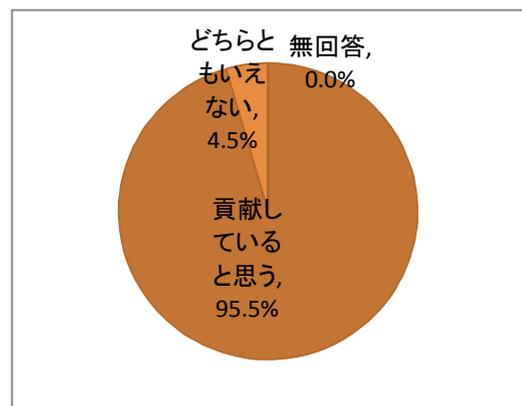
予備的な調査などの時間	人数
1～10時間未満	5
10～20時間未満	10
20～30時間未満	1
30時間以上	1
無回答	5
総計	22



2. 専門委員制度についてのご意見を伺います

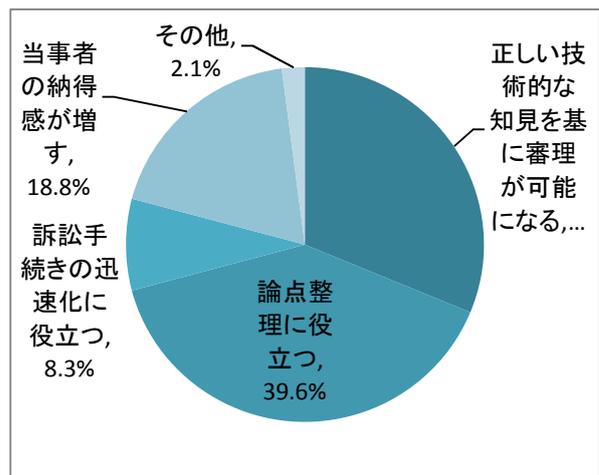
2.1 専門委員制度が上記の主旨に沿って機能しており、訴訟審理に貢献しているとお考えですか？

貢献の有無	人数	割合
貢献していると思う	21	95.5%
どちらともいえない	1	4.5%
あまり貢献していないと思う	0	0.0%
無回答	0	0.0%
総計	22	100.0%



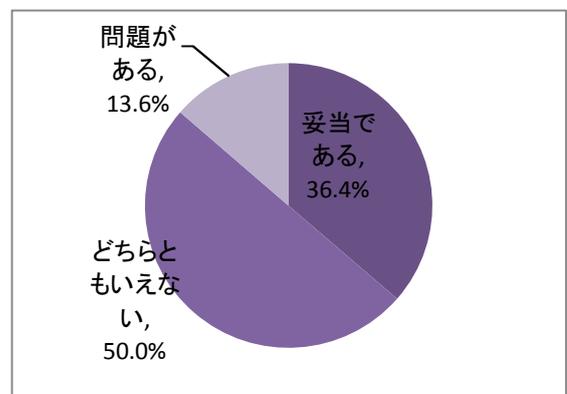
2.2 質問2.1で貢献していると回答された方に伺います。どのような貢献があるとお考えですか？（複数回答可）

貢献内容	人数	割合
正しい技術的な知見を基に審理が可能になる	15	31.3%
論点整理に役立つ	19	39.6%
訴訟手続きの迅速化に役立つ	4	8.3%
当事者の納得感が増す	9	18.8%
その他	1	2.1%
総計	48	100.0%



2.3 専門委員制度の報酬や待遇について、現状の制度についてどうお考えでしょうか？

現状の制度について	人数	割合
妥当である	8	36.4%
どちらともいえない	11	50.0%
問題がある	3	13.6%
総計	22	100.0%



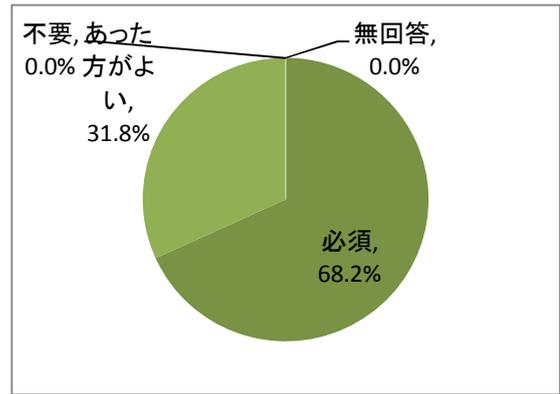
2.4 質問2.3で、「3. 問題がある」とされた方については、どのような問題があるとお考えですか？（自由記述）

準備書面を殆ど読まずに期日に来た専門委員と、多大な時間と労力を掛けて詳細に準備書面を読んで来た専門委員とが、全く同じ待遇（報酬とは限らず、裁判官諸兄に依る専門委員の意見に対する傾聴程度など）では、一所懸命に準備書面を読む気力を削がれる。 そうすると、結局、専門委員制度の本旨を全うしなくなる、と思います。
専門委員を引き受けた場合、送付された資料の予備的調査に相当の時間を費やす必要があるが、その時間が報酬に考慮されていない。また、予備調査を行った場合でも、訴訟が取り上げられた場合、無報酬となっている。
報酬が安い。
予備的な調査など、準備に費やす時間は個人間で大きな違いがあると思われるが、真剣に準備しようとするれば10時間ほどの時間がかかることはまれではない。一方でほとんど準備をしていないのではないかと感じる専門委員もあり、難しいとは思いますが、準備時間に応じた待遇に工夫するべきである。

2.5 専門委員にとって技術的知識以外にどのような知識・知見が必要であるとお考えでしょうか？

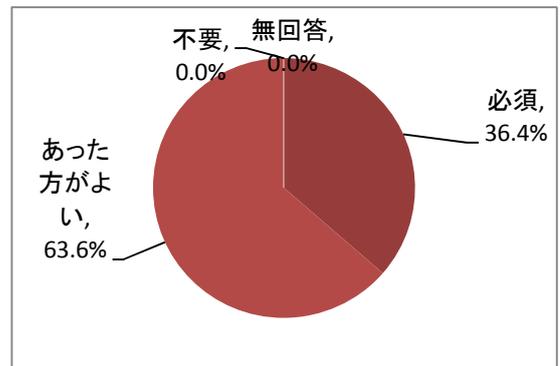
■知財制度の知識

知識・知見の必要性	人数	割合
必須	15	68.2%
あった方がよい	7	31.8%
不要	0	0.0%
無回答	0	0.0%
総計	22	100.0%



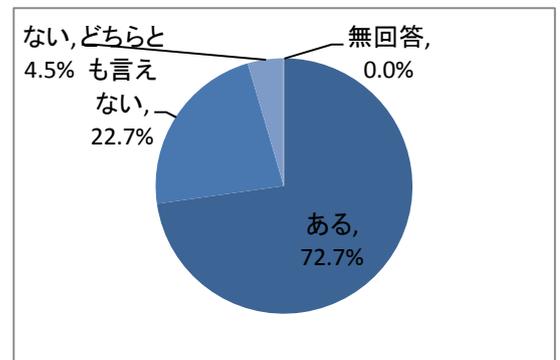
■訴訟手続きに関する知識

知識・知見の必要性	人数	割合
必須	8	36.4%
あった方がよい	14	63.6%
不要	0	0.0%
無回答	0	0.0%
総計	22	100.0%



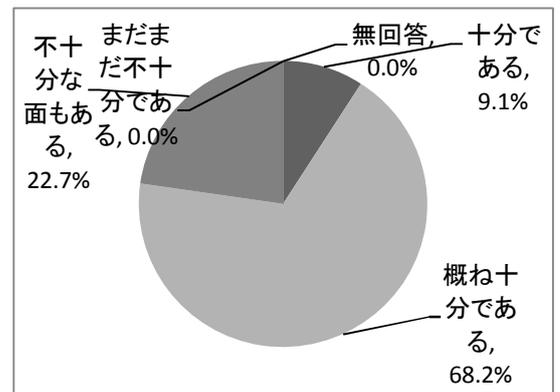
2.6 専門委員の経験が、委員の皆様の日常の研究活動などに役立っていますか？

経験の役立ち度	人数	割合
ある	16	72.7%
どちらとも言えない	5	22.7%
ない	1	4.5%
無回答	0	0.0%
総計	22	100.0%



2.7 現在の知財関連裁判での事実認定において、専門委員が提供する専門的技術的知見が十分に反映されているとお考えでしょうか？

専門的技術的知見の反映度	人数	割合
十分である	2	9.1%
概ね十分である	15	68.2%
不十分な面もある	5	22.7%
まだまだ不十分である	0	0.0%
無回答	0	0.0%
総計	22	100.0%



2.8. 質問2.7で、3(不十分な面もある)、または4(まだまだ不十分)と回答された方に伺います。今後の知財関連の裁判において、技術的知見が十分反映されるようにするためには、どのような施策が望ましいとお考えでしょうか(自由記述)。

専門委員の間で意見が対立した場合には、訴訟手続きとは異なり、自然科学においては絶対的真実が存在するのだから、裁判官諸兄が真ん中を取るのではなく、さらなる意見を求めることが望ましいと思う。例えば、がんに対する治療で、A医師が手術が良い、B医師が放射線が良い、と言った場合、裁判官氏は、半分だけ手術をして半分だけ放射線を照射するのではなく、どちらか一方に決めることが望ましい、と思う。

専門委員の経験を積み、訴訟手続きの知識等に関して一定の基準をクリアした人のうち何名かを、「任期付き裁判官」として活用すればよいのではないのでしょうか。

・専門委員制度では、当事者が専門委員の説明に対して意見を述べる機会を保証するために、当事者の面前で説明する必要があるとされている。
・しかしながら、科学、および、技術に関する事柄の説明・議論については、時間を要する 경우가多くあり、具体的には、争点を整理するために、複数の視点、切り口からアプローチする必要があることから、事前、事後において、専門委員と判事・調査官との十分な時間が必要であると感じる。
・上記の法規の制約は、専門委員は裁判所の公正な判断に資するためにあるとして活動するかぎりにおいて必然とは考えられないことから、専門委員の実際的な運用として対応するのではなく、判事・調査官との議論の機会を明示的に与えていただければと考える。

専門委員の仕事は法と技術を結び付ける仕事であるが、そのためには法と技術の両方を俯瞰し、両者に通じる言葉で話す必要がある。2つの専門分野における知識を持った人材を養成する取組がもっと強化されるべきである。

知財裁判の中身が、技術的な問題についての知見を純粋に争うようなものばかりでなく、単に商売敵の知財権を潰して自社のビジネスを有利にしようというような、知的財産裁判の本来とは離れた(余り良くない)風潮というか傾向が出て来ているように思える。そういう裁判では、双方の主張も技術的な主張というより、手続き不備や先行技術から想到容易か否かを争うもので、水掛け論にもなり易く(あるいはそれを狙っている)、本来の技術的知見の争いとは異なる次元のものである。
こうした裁判では、制度の主旨に反して、専門委員の技術的知見が活かされないと思う。環境改善も必要ではないか？

2.9 その他専門委員について自由にご意見を頂ければと存じます(自由記述)。

<p>以前に申し上げましたが、女性専門委員が全く居なかった。 アフーマティブアクションとして、能力の無い女性専門委員が就任するのは良くないが、能力の有る女性専門委員が就任するのは、好ましい。 具体的事案では、化粧品についての事案で、女性ならば決して使わないであろう、思いっきり「白浮き」する日焼け止めをSPF値が高いからという理由だけで、新規性有り・進歩性有り判断するのは、産業上の利用可能性という視点を全く欠いたものであった。ところが、男性専門委員の中は「ともかく数字で〇〇というSPFはスゴイ。大した発明だ。」と評した者が居た。 このような場合、男性である小職が反論するよりも、女性専門委員が一人でも居れば、ピシヤリと反対してくれたと思う。</p>
<p>年に一回、専門委員の研修会の案内をいただき、参加したいと考えてはいるのですが、別の用事と重なって参加できたためしがないので、年に複数回開催してほしいです。 その他、細かいことですが、裁判所に入る際、外部者の入場口に並んでセキュリティチェックを受けてから入っていますが、知財高裁のホームページに書かれているように「専門委員は、専門的知識・経験を有する専門家の中から最高裁判所が任命する非常勤の国家公務員」という位置づけであるならば、たとえば、出席依頼状を見せれば職員入口から入れるようにする、といった対応をお願いできれば幸いです。</p>
<p>知的財産立国に貢献できる、大変にやりがいのある仕事であると思います。</p>
<p>全体としては、裁判制度にも穴を開けたと思えるし、制度としても裁判所の運営としても上手く行っていると思っているが、専門委員の分野が特許に偏り過ぎではないかという疑問を持っています。もちろん多くの裁判は特許にかんするもので、それはしょうがないこととは思いますが、知財権というものは産業財産権4権と著作権に実際には跨っているもので、偏らない幅広い議論が専門委員間でも出来ることが望ましいのではないかと考えているところです。</p>
<p>案件によってはかなり、調べる必要があったり、時間を取られる場合がある。 最近では送られてくる資料の纏め方が良く、助かっている。</p>
<p>専門委員の活動の何が役に立ったかなどをフィードバックしてもらえるとよいと思う。</p>
<p>研究会等で専門委員制度の現状を知り、問題点の解決方法などについて議論でき、有意義であると思います。</p>
<p>制度設立から間もなく10年を迎え、制度としての運用も安定してきているのではないのでしょうか。当初は「技術判事」なる構想に基づいた民間サイドでの議論もありましたが、我が国の極めて優秀な判事の方々の日々の努力により、問題なく技術関連訴訟の質が高く維持されているのではないのでしょうか。その意味では、「専門委員制度」はあっても良いと思いますが、なければ日本の特許訴訟が回らないかといえはそのような事はないと思料します。</p>
<p>法務制度上難しいと思いますが、テレビ会議システムを使って参加することが可能であれば、移動時間の節約ができて助かります。</p>
<p>専門委員を、調査官としてではなく、裁判官として位置付ける制度に昇華させる制度を検討すべき。</p>
<p>案件の内容によっては、女性の専門委員が、男性の委員よりも数多く関与したほうが良いのでは、と思うものもありました。(機会がございましたら、口頭でご説明します)</p>
<p>専門委員によって、十分な資料の読み込みをしないケースがあるので、こうした委員ははずすようにすべきであろう。</p>
<p>二年に一回の研修がありますが、日程がかさなりいけないこともあります。 できれば、1年に1回の研修があることが望ましく思います。</p>
<p>専門委員の関与に関して、裁判所には書類の手配、専門委員の選任、専門委員との打合せなどご負担をかけてしまっており、その裁判書の労に見合った貢献をできるようにしたいと常に思っております。</p>